

本宮市週休2日確保工事实施要領

令和6年12月13日

告示第137号

(趣旨)

第1条 本要領は、本宮市が発注する建設工事において週休2日確保工事(以下、「確保工事」という。)を実施するに当たり、必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「完全週休2日」とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 「対象期間」とは、着工日から竣工日までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間などは含まない。
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (6) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場作業がない状態をいう。
- (7) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができる。
- (8) 「発注者指定型」とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事は、本市発注の工事全てとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 災害復旧工事等、緊急性のある工事
- (2) 社会的要請のある工事
- (3) 工程上の制約により、休日の確保が困難であると判断される工事
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が指定する工事

2 前項に該当するため対象外工事とした場合でも、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象工事とすることができる。

(実施方法等)

第4条 確保工事の実施方法等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 確保工事に取り組む受注者(以下「受注者」という)は、施工計画書に現場閉所日を明記した工程表を添付し、監督員に提出するものとする。
- (2) 発注者は、受注者の週休2日等の取組に対し支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会いや協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日に作業が生じないように適切に指示等を行うように努め、工程調整等に配慮するものとする。

(工期)

第5条 工期は4週8休対応の期間とする。

(特記仕様書等)

第6条 確保工事については、特記仕様書に「本宮市週休2日確保工事実施要領」の対象とする旨を記載するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部局と協議しその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和7年3月4日告示第15号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月29日告示第127号）

この要領は、令和7年11月1日から施行する。

附 則（令和8年9月30日告示第110号）

この要領は、令和8年10月1日以降に起工する工事から施行する。